

中空知広域水道企業団制限付き地域限定型一般競争入札の試行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中空知広域水道企業団が発注する工事についての契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者の資格及び事業所の所在地に関する要件を定めて行う一般競争入札の方法（以下「制限付き地域限定型一般競争入札」という。）によって試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付き地域限定型一般競争入札の対象となる工事は、中空知広域水道企業団が発注する次の各号のいずれにも該当する工事のうち、企業長が当該工事の規模、性質等により制限付き地域限定型一般競争入札の適用が適当であると認めるものとする。

- (1) 予定価格が200万円を超える工事
- (2) 工事種別が建設業法（昭和24年法律第100号）の水道施設工事業に該当する工事

(入札参加資格)

第3条 制限付き地域限定型一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 契約規程（昭和58年中空知広域水道企業団管理規程第11号。以下「契約規程」という。）第2条第2項に規定する資格を有する者の名簿に登載されている者のうち、発注工事等と同種の工事種目に登載されている者であって、かつ、中空知広域水道企業団建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成30年中空知広域水道企業団告示第5号。以下「指名基準」という。）第2条に規定する市町内業者又は地場業者であること。
- (2) 第4条第1項の規定による公告の日から入札執行日までの間に、中空知広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成30年中空知広域水道企業団告示第10号）第2条第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (3) 発注する工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 当該受託者が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ウ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (4) 発注する工事に対応する許可等が必要な場合にあつては、その許可等を受けて4年以上当該工事の業を営んでいる者であること。
- (5) 中空知広域水道企業団工事請負業者資格審査職員会議要領（平成30年中空知広域水道企業団告示第4号）第2条の規定により級別の格付をされた者が行う工事の種別にあつては、企業長が別に指定する等級に格付されている者であること。
- (6) 建設業法第26条第3項の規定に該当する工事の場合にあつては、同項に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (7) 過去10年間に、当該発注する工事等と同種又は類似するものと認められ、かつ、おおむね同

規模のものと認められる工事等の元請負人としての施行の実績がある者であること。

- 2 前項に掲げるもののほか、参加資格者が共同企業体である場合にあっては、その全ての構成員が、同項第2号から第4号までに掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- 3 企業長は、第1項各号に掲げる要件により難い事情があるときは、指名選考委員会（中空知広域水道企業団入札参加者指名選考委員会要領（平成30年中空知広域水道企業団告示第8号）第1条に規定する中空知広域水道企業団入札参加者指名選考委員会をいう。以下同じ。）に諮り、入札参加資格要件を変更することができる。
- 4 前項の規定による変更は、特殊な専門技術や高度な技術を必要とする場合その他技術的及び資格的要件等がある場合において行うことができるものとし、工事等の契約の履行上必要最小限度のものとしなければならない。
- 5 申請者は、第1項各号に掲げる入札参加資格を当該工事等に係る入札の日まで、満たしていなければならない。

（入札の公告）

第4条 制限付き地域限定型一般競争入札を行うときは、契約規程第3条の規定に基づき標準公告例（別記）を参考に公告するものとする。

- 2 前項によるほか、公告の写しは、中空知広域水道企業団2階に公示閲覧するとともにインターネットホームページへの掲載の方法により行うものとする。

（入札の参加申請）

第5条 制限付き地域限定型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、企業長が指定した期日までに、制限付き地域限定型一般競争入札参加申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類（企業長が特に必要と認める場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

- (1) 同種工事施工実績書（別記第2号様式）
 - (2) 配置予定技術者経歴書（別記第3号様式）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類
- 2 申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出方法は、持参によることとし、他の方法によるものは受け付けないものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 企業長は、発注工事等に係る設計図書等を、公告の日から入札の日の前日までの間、企業長が指定する場所において閲覧に供するものとする。

- 2 設計図書等の複写に係る費用は、複写を必要とする者の負担とする。
- 3 企業長は、第1項の閲覧期間、閲覧場所等並びに設計図書等に関する質問の提出期限、提出方法、受付場所及び質問に対する回答期限等を定め、入札の公告において明らかにするものとする。
- 4 前項の質問及びその回答は、質疑応答書（別記第3号様式の2）により行うものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札の執行）

第8条 入札回数は原則として3回までとする。ただし、工事等に係る予定価格を事前公表している場合は、入札回数を1回までとし、入札書の提出時に積算内訳書を提出させるものとする。

- 2 入札参加資格者の数が1者又は1企業体のときは、入札を執行しないものとする。
- 3 前項の場合においては、入札執行者（企業長が別に定めるところにより入札を執行する権限を付

された者をいう。以下同じ。)は、次の指名選考委員会にその結果を報告するものとし、企業長は、原則として入札の再公告のための入札参加資格要件等の見直しを行い、指名選考委員会に諮った上で新たに入札参加資格要件を決定するものとする。ただし、工事等の履行時期等の都合により時間的余裕がないときは、この限りでない。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 企業長が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

(入札参加資格の確認及び通知)

第10条 入札参加申請の受付終了後、工事を所管する所属の長は速やかに指名選考委員会に申請者の入札参加資格要件の確認を諮るものとする。

- 2 指名選考委員会は、申請者が入札参加資格要件を満たしているか否かの確認の審議を行い、原則として申請受付期限の日の翌日から起算して3日以内(中空知広域水道企業団の休日を定める条例(平成3年中空知広域水道企業団条例第1号)第2条第1項に規定する本企业団の休日を除く。)に行い、その結果を企業長に報告するものとする。
- 3 企業長は、前項の規定により申請者が入札参加資格要件を満たしていることの報告を受けたときは、申請者に制限付き地域限定型一般競争入札参加通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。
- 4 企業長は、申請者が入札参加資格要件を満たしていないとの報告を受けたときは、その者に制限付き地域限定型一般競争入札参加不適格通知書(別記第5号様式。以下「不適格通知書」という。)に不適格理由を付して通知するものとする。
- 5 前項の規定により不適格通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、企業長に対して書面により不適格理由について説明を求めることができる。
- 6 企業長は、前項の規定により不適格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

(入札の参加取消し)

第11条 前条第3項の規定に基づく通知の後に、制限付き地域限定型一般競争入札の参加を認めた者(以下「入札参加資格者」という。)が第3条に掲げる要件に該当しなくなったと認めるとき及び申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消す。

(入札結果等の公表)

第12条 入札結果に係る公表については、中空知広域水道企業団工事請負契約等に係る入札結果等の公表要領(平成30年中空知広域水道企業団告示第15号)によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。
(中空知広域水道企業団制限付き地域限定型一般競争入札の試行に関する要綱の廃止)
- 2 中空知広域水道企業団制限付き地域限定型一般競争入札の試行に関する要綱(平成21年4月1日施行)は、廃止する。

(暫定措置)

- 3 この要綱の施行の際現に存する前項の規定による廃止前の中空知広域水道企業団制限付き地域限定型一般競争入札の試行に関する要綱に定める様式による用紙については、所要の調整をして当分の間、これを使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。